

東区 区域まちづくり事業 事業概要

事業名称	自転車マナーアップ推進事業
事業目的	東区では年間100件程度(H29は83件、H30は94件、R1は105件)自転車による交通事故が発生している。また、府内でも事故件数並びに負傷者数が増加傾向にある。このことから、自転車の交通ルール・マナーの周知・啓発を行い、自転車による交通事故の未然防止および区民の自転車交通マナーの向上を図る。
事業内容	住民参加による自転車マナーボードを掲げた啓発ポスターを作成し、区民が発信するポスターを区内の郵便局および区内施設(区役所、自治会館、高校)等へ掲出するとともに、広報紙等による啓発を行う。
実施場所	東区内
実施時期	令和3年11月～令和4年3月(掲出期間 令和4年2月～3月)
事業主体	東区役所企画総務課
事業効果	自転車による交通事故の未然防止 区民の自転車マナーの向上
活動指標	啓発ポスター配布枚数、掲示場所数
備考	